

## 災害関連農村生活環境施設復旧事業実施要綱

平成2年6月7日付2構改D第239号  
最終改正 令和4年4月1日付3農振第2933号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道知事

農林水産事務次官

### (目的)

第1 災害関連農村生活環境施設復旧事業（以下「本事業」という。）は、災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的とする。

### (定義)

第2 この要綱において「災害」とは、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害をいう。

2 この要綱において「農村生活環境施設」とは、農村地域の生活環境を改善する目的で利用されている施設（農林水産省農村振興局所管の事業実施要綱及び要領に基づいて整備されたもの（平成21年度以前の年度にあっては農業農村整備事業で整備されたもの）に限る。）であって農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるものをいう。

### (事業の内容等)

第3 本事業は、農地又は農業用施設について農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第2条第6項の災害復旧事業（以下「災害復旧事業」という。）が行われる場合に、これと関連して、同一の災害により被害を受けた農村生活環境施設を原形に復旧（原形に復旧することが不可能若しくは著しく困難又は不適当な場合においては当該施設の有する従前の効用を復旧することを含む。以下同じ。）するものとする。ただし、落雷による場合には、この限りでない。

2 本事業は、原則として3か年以内に完了するものとする。

### (採択要件)

第4 本事業は、次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 本事業に係る受益戸数が2戸以上であること。
- (2) 本事業に係る工事費が200万円以上であること。
- (3) 本事業が次のいずれにも該当しないものであること。
  - ① 維持工事とみるべきもの
  - ② 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの

- ③ はなはだしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの
- ④ 本事業以外の事業施行中に生じた災害に係るもの

(事業の申請)

第5 都道府県知事は、市町村、土地改良区その他都道府県知事が適当と認めるもの（以下「事業主体」という。）から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第1）及び事業計画概要書（農村振興局長が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。第7及び第8の1において同じ。）に提出するものとする。

(事業の調査)

第6 本事業の調査は、災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）はその結果をとりまとめ箇所別調査書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農村振興局長に報告するものとする。

(事業の採択)

第7 地方農政局長は、第5の規定により提出された事業計画概要書の審査及び第6の規定による調査結果に基づき、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは、都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8 都道府県知事は、第7の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

- (1) 主要な工事計画の著しい変更
  - (2) 事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）
- 2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、前項における事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは、農村振興局長にその旨を報告するものとする。

(増破等の取扱い)

第9 本事業に係る農村生活環境施設の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は新たに生じた災害による本事業に併せて一の復旧事業として施行するものとする。

(補助)

第10 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。



別紙様式第2（要綱第6関係）

災害関連農村生活環境施設復旧事業箇所別調書

都道府県名		所在地			事業主体	被害額	申請					調査					調査官	氏名
		市	町	村			種別	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	種別	数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	立会官	氏名
						千円			千円			千円			千円		千円	

- 注 1. うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号）第6の規定に準ずる。）については備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
2. 意見不一致となった箇所については仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入、意見不一致となった理由を明記する。
3. 意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。
4. 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引額欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別表（第10関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容
工事費	本 工 事 費	事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を 含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮 設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあって は、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損 料及び諸経費を含む。
	附 帯 工 事 費	本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直 接必要な費用であって、前号に規定する本工事費の内容に 相当する部分の経費
	測 量 及 び 試 験 費	工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用
	用 地 費 及 び 補 償 費	工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の 施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用 （補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む 。）
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車輛（乗用車 を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、 撤去、修理及び製作に要する費用
	営 繕 費	工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿 舎等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に 要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費 又は借料
	応 急 工 事 費	特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用 した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮 締切、その他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用
	工 事 雑 費	工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑 費を含む。）の額に1,000分の15を乗じて得た額以下のも のであること。
事務雑費		工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に 類するものを除く。）。ただし、工事費の額に1,000分の1 5を乗じて得た額以下のものであること。